

造園整備委託における発生物処分費の計上方法の見直しについて

1. 見直しの内容

造園整備委託において、樹木の剪定や除草にともない発生する発生物の処分費については、従来、剪定や除草等の各歩掛に含んで計上してはりましたが、過去の実績処分量をもとに計上することに見直しました。

なお、発生物の場外運搬は従来どおり、各歩掛に含んで計上しております。

2. 実施時期

平成29年7月20日以降に公告する案件から適用する。

以上